

平成29年度策定 地域管理経営計画等(案)の概要

北海道森林管理局

1. 北海道の森林と国有林
2. 計画の体系及び森林計画区
3. 経常樹立計画の概要
4. 変更計画の概要

定山溪ダム

1. 北海道の森林と国有林

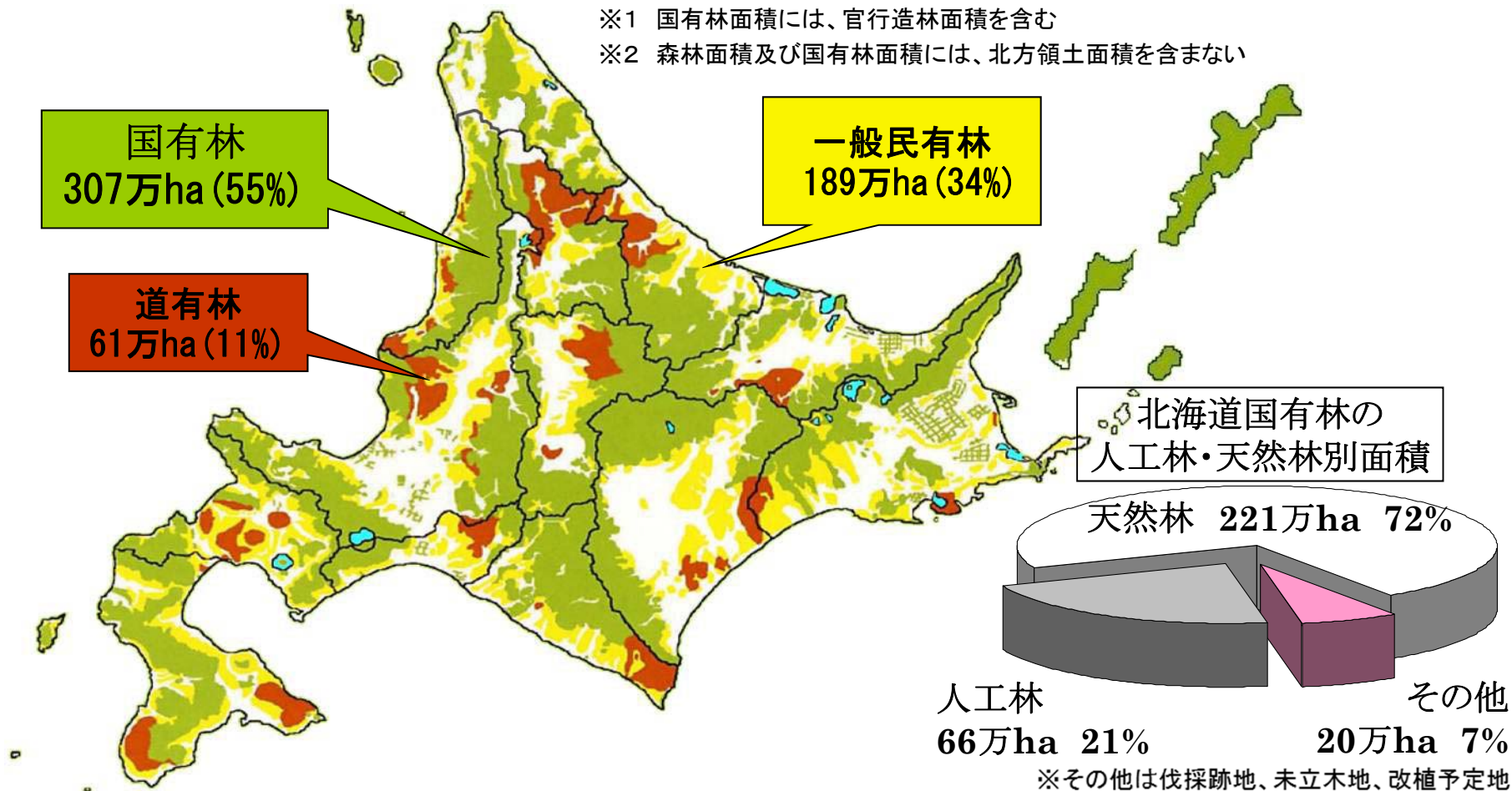
- i) 北海道の森林と国有林
- ii) 国有林とは

北海道の森林と国有林について

	土地面積A (万ha)	森林面積B(B/A) (万ha)	国有林面積C(C/B) (万ha)
全国	3,779	2,508 (66%)	761 (30%)
北海道	834	554 (66%)	307 (55%)

※1 国有林面積には、官行造林面積を含む

※2 森林面積及び国有林面積には、北方領土面積を含まない



国有林とは



- 国有林の面積：761万ヘクタール（国土の約2割、森林面積の約3割）
- 都道府県別では全ての都道府県に、市町村別では、約半分の市町村に国有林が所在

国有林の内訳

人工林 232万ha	天然林 467万ha	その他 62万ha
31%	61%	8%

※ 面積には、北方領土面積を含まない

2. 計画の体系及び森林計画区

i) 森林計画の体系

ii) 森林計画の計画内容

iii) 森林計画策定と有識者懇談会の位置づけ

iv) 森林計画区的位置

森林計画の体系

政府
森林・林業基本計画
(20年程度を見通した計画)
● 長期的かつ総合的な政策の方向・目標

即して

農林水産大臣
全国森林計画 (15年計画)
● 国の森林関連政策の方向
● 地域森林計画等の規範

調和して

農林水産大臣
国有林野の管理経営に関する基本計画 (10年計画)
● 国有林野の管理経営の基本方針

即して

都道府県知事
地域森林計画 (10年計画)
● 都道府県の森林関連政策の方向
● 伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等
● 市町村森林整備計画の規範

即して

森林管理局長
国有林の地域別の森林計画 (10年計画)
● 国有林の森林整備及び保全の方向
● 伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等

調和して

森林管理局長
地域管理経営計画 (5年計画)
● 国有林野の管理経営の方向

即して

適合して

市町村長
市町村森林整備計画 (10年計画)
● 市町村内の森林整備の方向
● 伐採、造林、路網の整備の目標等

適合して

森林所有者
森林経営計画 (5年計画)
● 森林施業の長期の方針
● 伐採、造林、路網の整備の目標等

地域の意見を聴取

即して

森林管理局長
国有林野施業実施計画 (5年計画)
● 国有林野の伐採、造林等の箇所別計画量等

森林計画の計画内容

国有林に関する計画の主な計画事項

国有林の地域別の森林計画

(10年計画)

- 国有林の森林整備及び保全の方向
- 伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等

地域管理経営計画

(5年計画)

- 国有林野の管理経営の方向
- 機能類型区分と区分に応じた整備の方法等
- 伐採、造林、林道、保安林の整備の計画量
- 保護林等の設定、管理の方針等
- レクリエーションの森の設定、管理の方針等

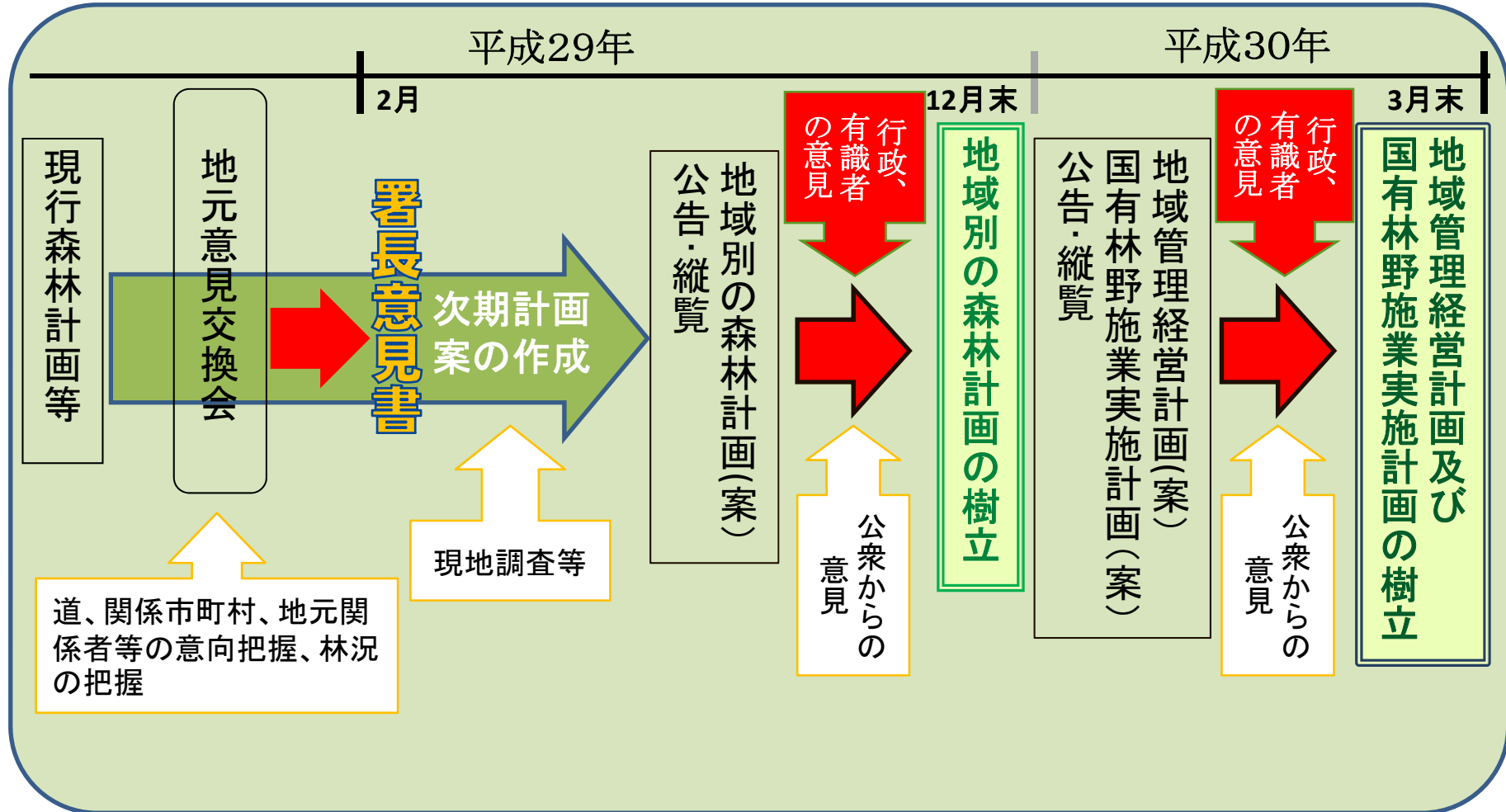
国有林野施業実施計画

(5年計画)

- 国有林野の伐採、造林、林道、治山等の箇所別計画量
- 森林共同施業団地の区域や連携した施業の内容

森林計画策定と有識者懇談会の位置づけ

●地域別の森林計画、地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画策定のプロセス



森林計画の位置

森林計画区の設定

農林水産大臣が、都道府県知事の意見を聴き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定めている

北海道森林管理局管内は13計画区

全国で158計画区



計画樹立年度

樹立年度	計画区名
29年度	後志胆振 石狩空知 上川北部
30年度	上川南部 網走西部 十勝
31年度	渡島檜山 日高
32年度	胆振東部 宗谷 網走東部
33年度	留萌 釧路根室

3. 経常樹立計画(案)の概要

- i) 各森林計画区の特徴
- ii) 各森林計画区の機能類型
- iii) 各森林計画区の森林資源の状況

後志胆振森林計画区の特徴

後志胆振森林計画区の位置図



凡 例	
国 有 林	
主 要 山 岳	
鉄 道	
森 林 計 画 区 界	
市 町 村 界	
振 興 局 界	
森 林 管 理 署	



位置：北海道の中央から南西部に位置し、東部はオロフレ山、ホロホロ山、無意根山等の山稜、北部は積丹半島の脊梁山地、南部は内浦湾から狩場山地に囲まれ、西部は日本海に面する。

特徴：火山や湖沼、森林、海岸など自然美に富んだ景勝地が多く、支笏洞爺国立公園、ニセコ積丹小樽海岸国立公園及び狩場茂津多道立自然公園を抱えるほか、北限地帯のブナ林、大平山の石灰岩植生等の貴重な自然環境を有している。

計画区内の国有林野：約13万ha

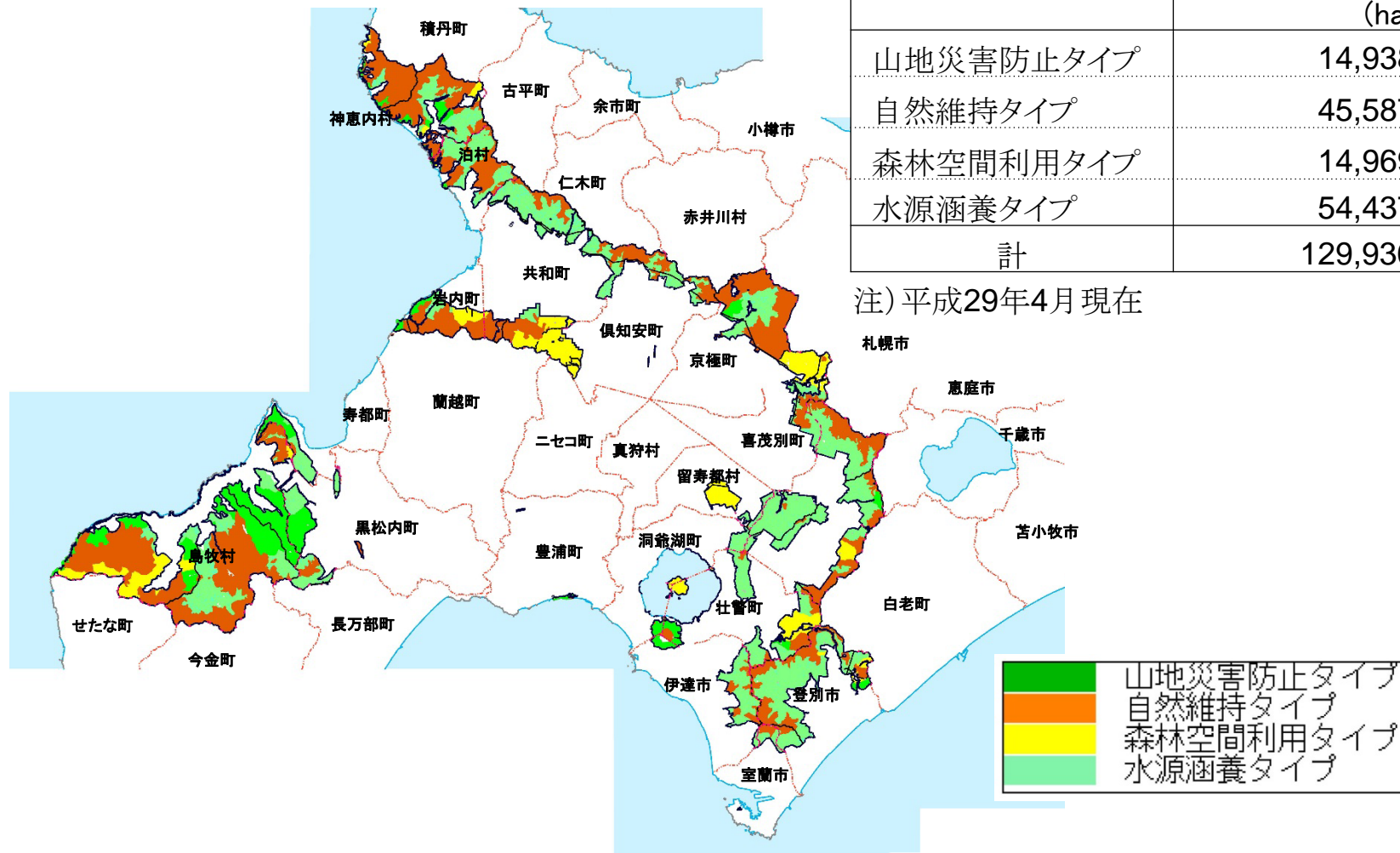
- ・森林の8割がトドマツ、イタヤカエデ、カンバ等の天然林。2割は主に昭和30年度以降に造成されたトドマツ、カラマツの人工林
- ・ほぼ全域が保安林に指定

後志胆振森林計画区内の機能類型

機能類型別面積

機能類型区分	面積 (ha)
山地災害防止タイプ	14,938
自然維持タイプ	45,587
森林空間利用タイプ	14,969
水源涵養タイプ	54,437
計	129,930

注) 平成29年4月現在



■	山地災害防止タイプ
■	自然維持タイプ
■	森林空間利用タイプ
■	水源涵養タイプ

後志胆振森林計画区の森林資源の状況

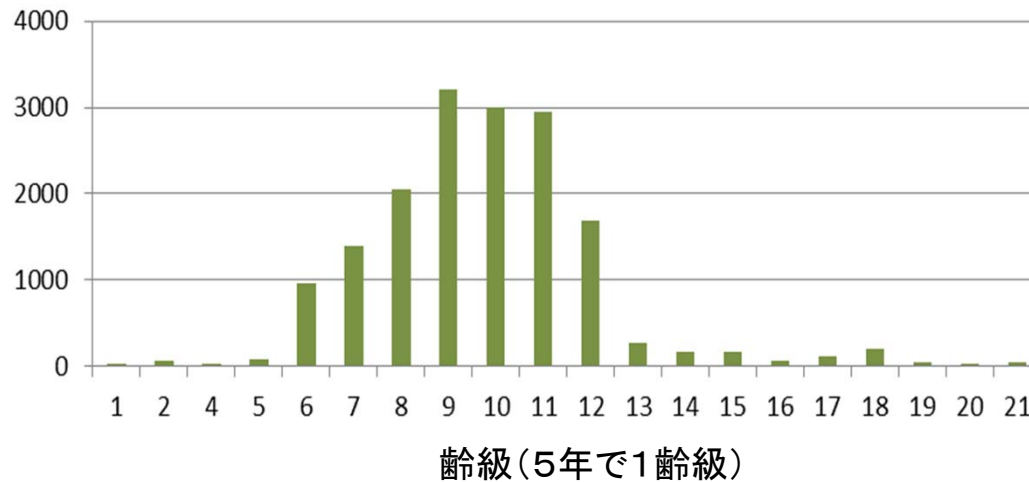
森林資源の状況

区 分		林地面積 (ha)	材積 (千m3)
林地	人工林	16,465	1,534
	天然林	100,078	9,796
	その他	12	-
	計	116,555	10,330

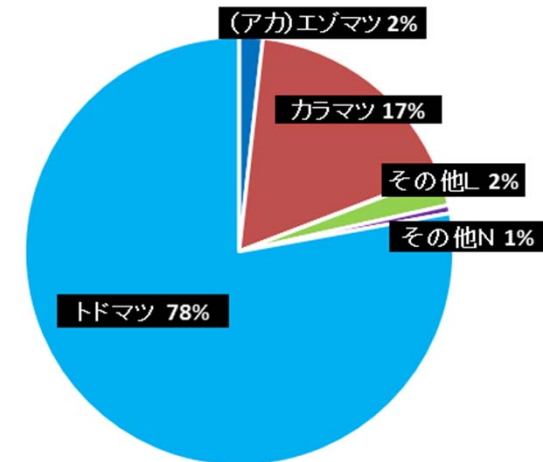
注1) 現行計画(H25.4~H30.3)数値である。

注2) 「その他」は伐採跡地である。

人工林齢級別面積 (ha)



樹種構成



注) 水源涵養タイプ単層林の主伐の伐期齢は、トドマツが65年(13齢級)、カラマツが50年(10齢級)、(アカ)エゾマツが80年(16齢級)である。

石狩空知森林計画区の特徴

石狩空知森林計画区の位置図



位置：北海道の中央部よりやや西より、中央部には石狩平野が広がり、北部は天塩山地、東部は夕張山系、西部は日本海に面している。

特徴：札幌市を中心とする大都市圏がある一方、支笏洞爺国立公園、暑寒別天売焼尻及びニセコ積丹小樽海岸の2つの国立公園並びに朱鞠内、富良野芦別及び野幌の3つの道立自然公園を有している。

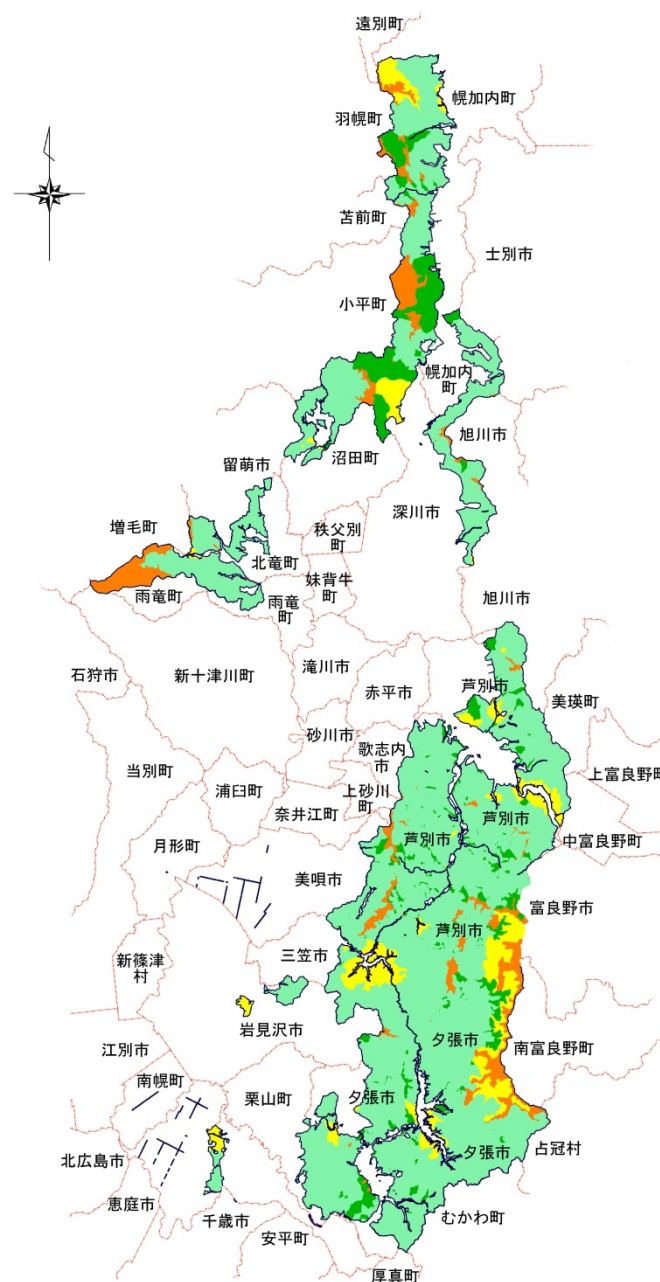
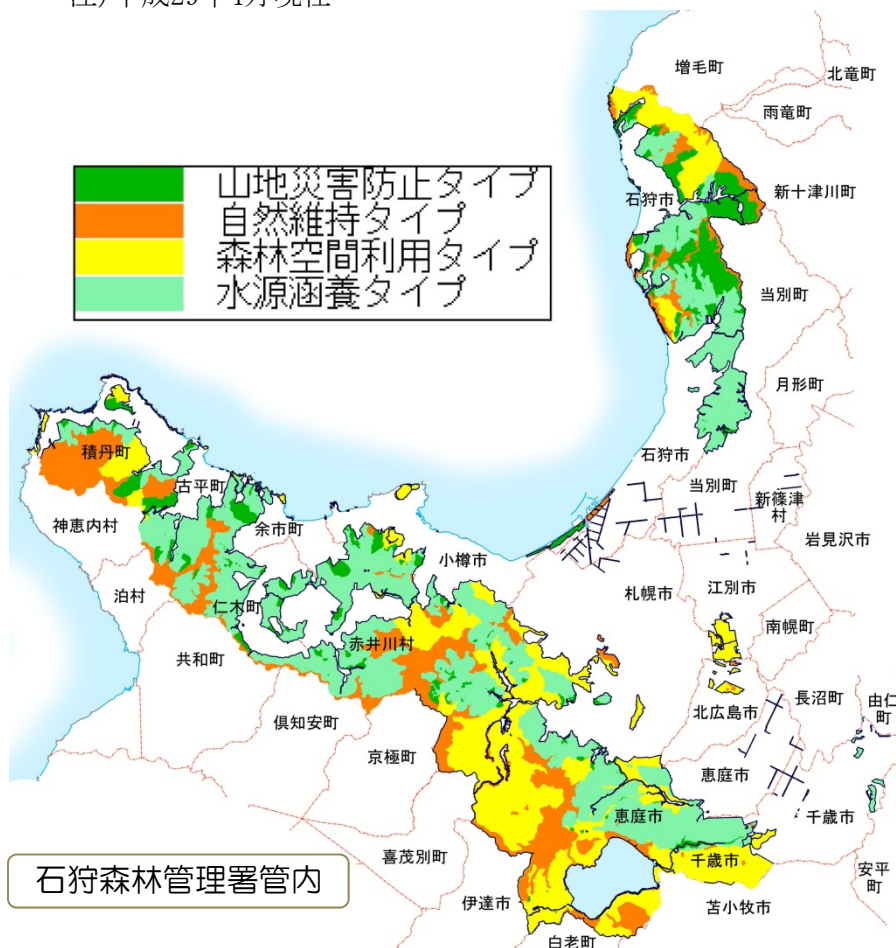
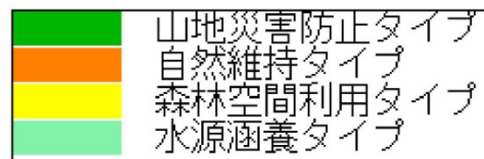
計画区内の国有林野：449千ha

石狩空知森林計画区内の機能類型

機能類型別面積

区 分	面積(ha)	比率(%)
山地災害防止タイプ	49,505	11
自然維持タイプ	55,715	13
森林空間利用タイプ	88,538	20
快適環境形成タイプ	—	—
水源涵養タイプ	251,649	56
該当外	37	0
計	445,444	100

注) 平成29年4月現在



石狩空知森林計画区の森林資源の状況

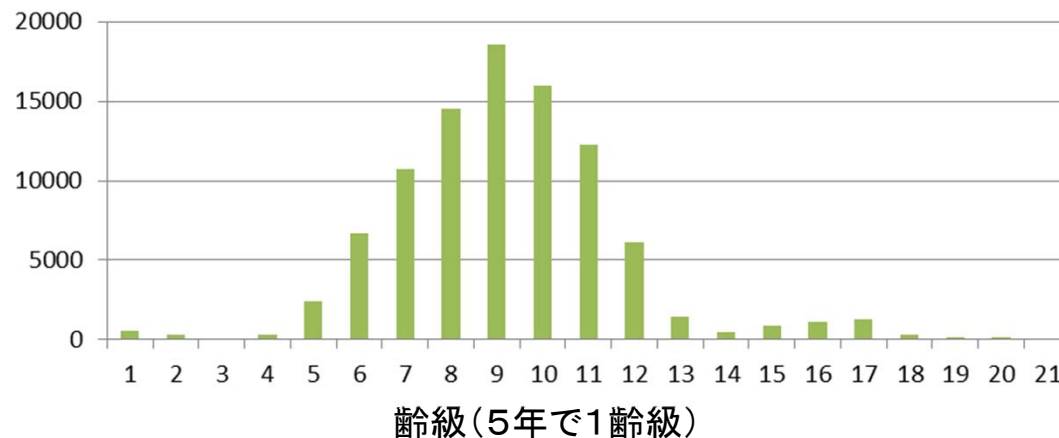
森林資源の状況

区 分		林地面積 (ha)	材積 (千 m ³)
林地	人工林	94,259	11,615
	天然林	314,683	43,862
	その他	6	26
	計	408,948	55,503

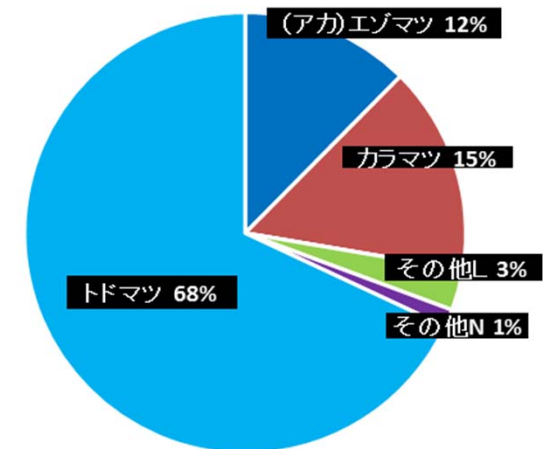
注1) 現行計画(H25.4~H30.3)数値である。

注2) その他は、伐採跡地である。

人工林年齢別面積 (ha)



樹種構成



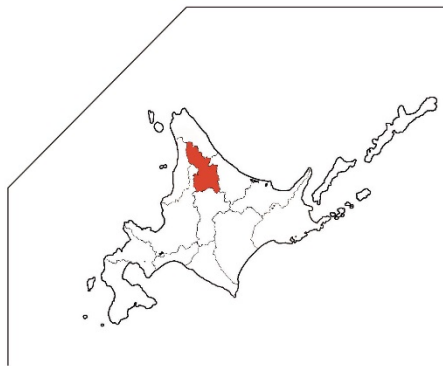
注) 水源涵養タイプ単層林の主伐の伐期齢は、トドマツが65年(13年齢級)、カラマツが50年(10年齢級)、(アカ)エゾマツが80年(16年齢級)である。

上川北部森林計画区の特徴

上川北部森林計画区の位置図



凡例	
国有林	
主要山岳	
鉄道	
森林計画区界	
市町村界	
森林管理署等	



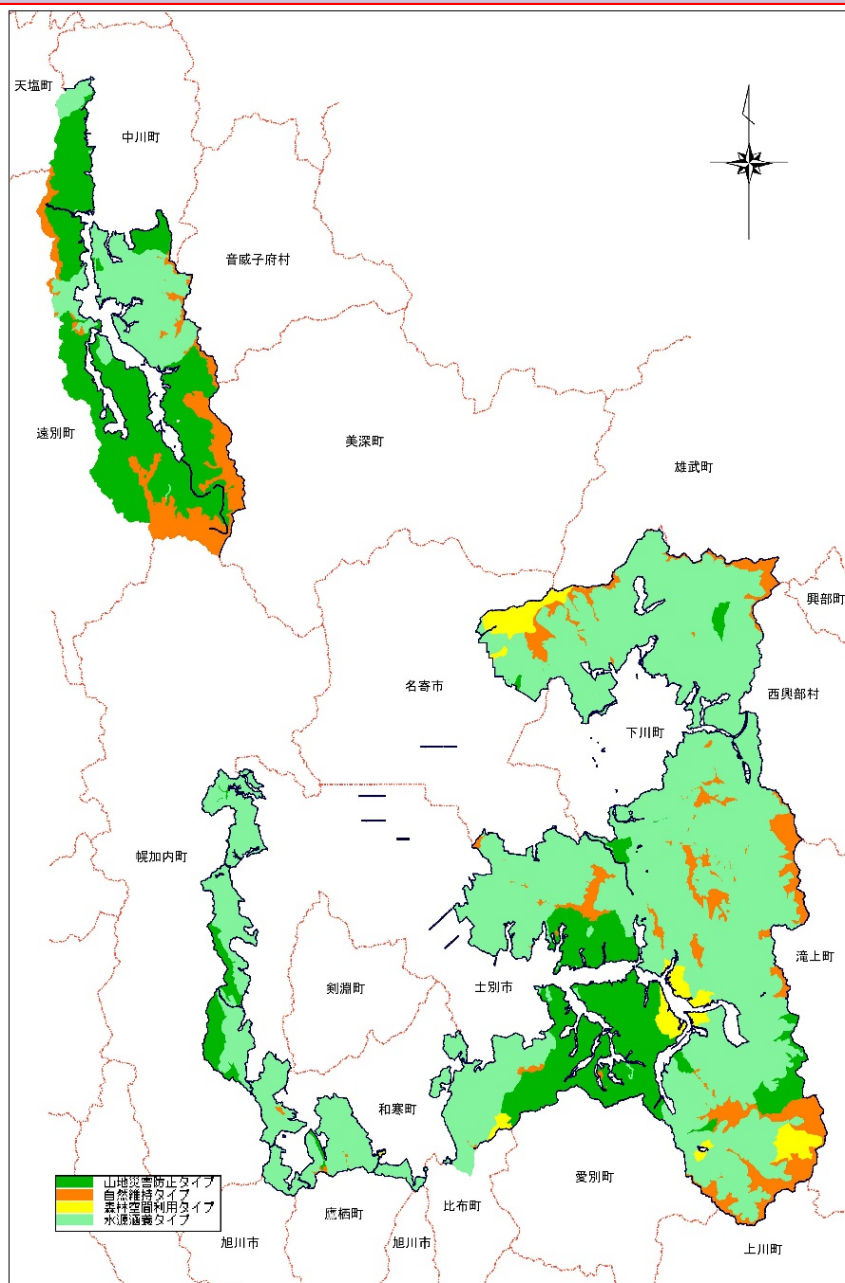
上川北部計画区の国有林は、上川北部森林管理署で管理しているほか、北海道森林管理局の直轄組織として、森林技術・支援センターが、技術開発事業等を実施しています。

位置：北海道の中央からやや北の内陸部に位置し、中央部には名寄盆地があり、東部は北見山地、西部は天塩山地とその支脈に囲まれています。

特徴：優れた山岳景観を有する天塩岳道立自然公園のほか、ピヤシリスキー場等の観光資源があり、体験型観光が盛んな地域です。

計画区内の国有林野： 16万4千ha

上川北部森林計画区内の機能類型



機能類型別面積

区分	面積 (ha)	比率 (%)
山地災害防止タイプ	40,143	24
自然維持タイプ	17,700	11
森林空間利用タイプ	4,976	3
快適環境形成タイプ	-	-
水源涵養タイプ	101,340	62
計	164,159	100

注) 平成29年4月現在

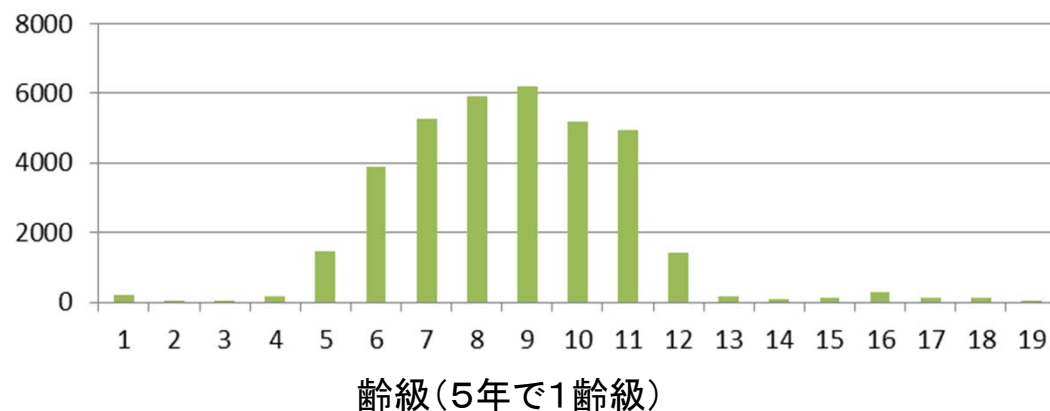
上川北部森林計画区の森林資源の状況

森林資源の状況

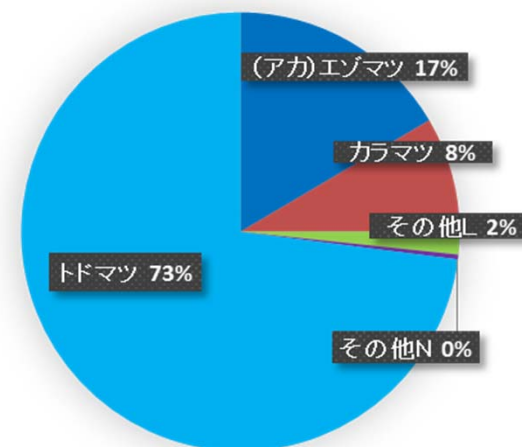
区 分		林地面積 (ha)	材積 (千 m ³)
林地	人工林	35,555	3,624
	天然林	122,709	13,128
	計	158,264	16,752

注) 現行計画 (H25.4~H30.3) の数値である。

人工林年齢別面積 (ha)



樹種構成



注) 水源涵養タイプ単層林の主伐の伐期齢は、トドマツが65年(13年齢級)、カラマツが50年(10年齢級)、(アカ)エゾマツが80年(16年齢級)である。

iv) 計画樹立の考え方

- ・計画樹立の基本的考え方
- ・重視すべき機能に応じた管理経営の推進

v) 森林・林業の再生に向けて

- ・森林・林業の再生に向けて

計画樹立の基本的考え方

公益重視の管理経営の一層の推進

水源涵養機能、山地災害の防止機能、生物多様性を保全する機能、レクリエーションや教育の場としての保健文化的機能など、森林の多面的な機能の維持増進を図るため、適切な管理経営を行います

森林・林業の再生に向けた貢献

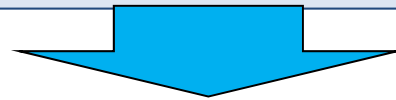
民有林と連携した施業、林業の低コスト化に向けた技術開発等により民有林の経営支援に取り組むなど、森林・林業再生へ貢献、また、林産物の供給等を通じて、地域の川上～川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築へ貢献

国民の森林としての管理経営

開かれた「国民の森林」を実現するため、住民参加の森林づくりを進める一環として、地域の方々からの意見・要望を聴くための「地元意見交換会」を、平成27年10月に各森林計画区で行い、寄せられた国民の声を施策に反映させるよう努め、地域の特徴に応じたさまざまな取り組みを推進します

重視すべき機能に応じた管理経営の推進

森林に対する国民の要請は、山地災害の防止や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、さらに多様化。



上記の要請や各森林計画の課題等を踏まえ、以下の3点を目標。

- ① 国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進
- ② 林産物の持続的かつ計画的な供給
- ③ 国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興または住民の福祉の向上に寄与



個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって、以下の5つの機能類型に区分。なお、各機能の発揮を図るために必要な施業により生じる木材については、有効に利用。

- I 土砂流出や気象害の防備等、災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重視する
「**山地災害防止タイプ**」（「土砂流出・崩壊防備エリア」及び「気象害防備エリア」に細分）
- II 貴重な自然環境の保全や動植物の保護等に係る機能を重視する「**自然維持タイプ**」
- III 国民と自然とのふれあいの場としての利用に係る機能を重視する「**森林空間利用タイプ**」
- IV 騒音や粉塵等の低減・緩和などに係る機能を重視する「**快適環境形成タイプ**」
- V 良質な水の供給など水源の涵養に係る機能を重視する「**水源涵養タイプ**」

森林・林業の再生に向けて

○森林・林業の再生に向け、**公益重視の管理経営**とともに、北海道の国有林は以下のような取り組みを進めます。

森林・林業の再生

—木材自給率の向上—

木材の安定供給

低コストな技術の開発、推進

技術の普及、人材育成

民国の連携

資源の循環利用（間伐の計画的な実施と人工林の再造成）

安定供給システム販売による需要・販路の確保・拡大

コンテナ苗を活用した一貫作業方式の推進

天然更新を活用したトドマツ人工林の新たな施業タイプの開発

低コストで崩れにくい路網の整備

国有林のフィールド、技術を活用した林業技術者の養成、研修会実施等

森林総合監理士による計画策定支援等

森林共同施業団地での効率的施業

道、市町村、事業者等との情報共有

安定供給システム販売：地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、加工・流通の合理化等に資する提案を受け、企画競争方式により国有林の木材（立木や丸太）を安定的・計画的に供給する販売方法。

一貫作業：伐採・搬出と同時に地拵えを行い植栽を完了させる方法。

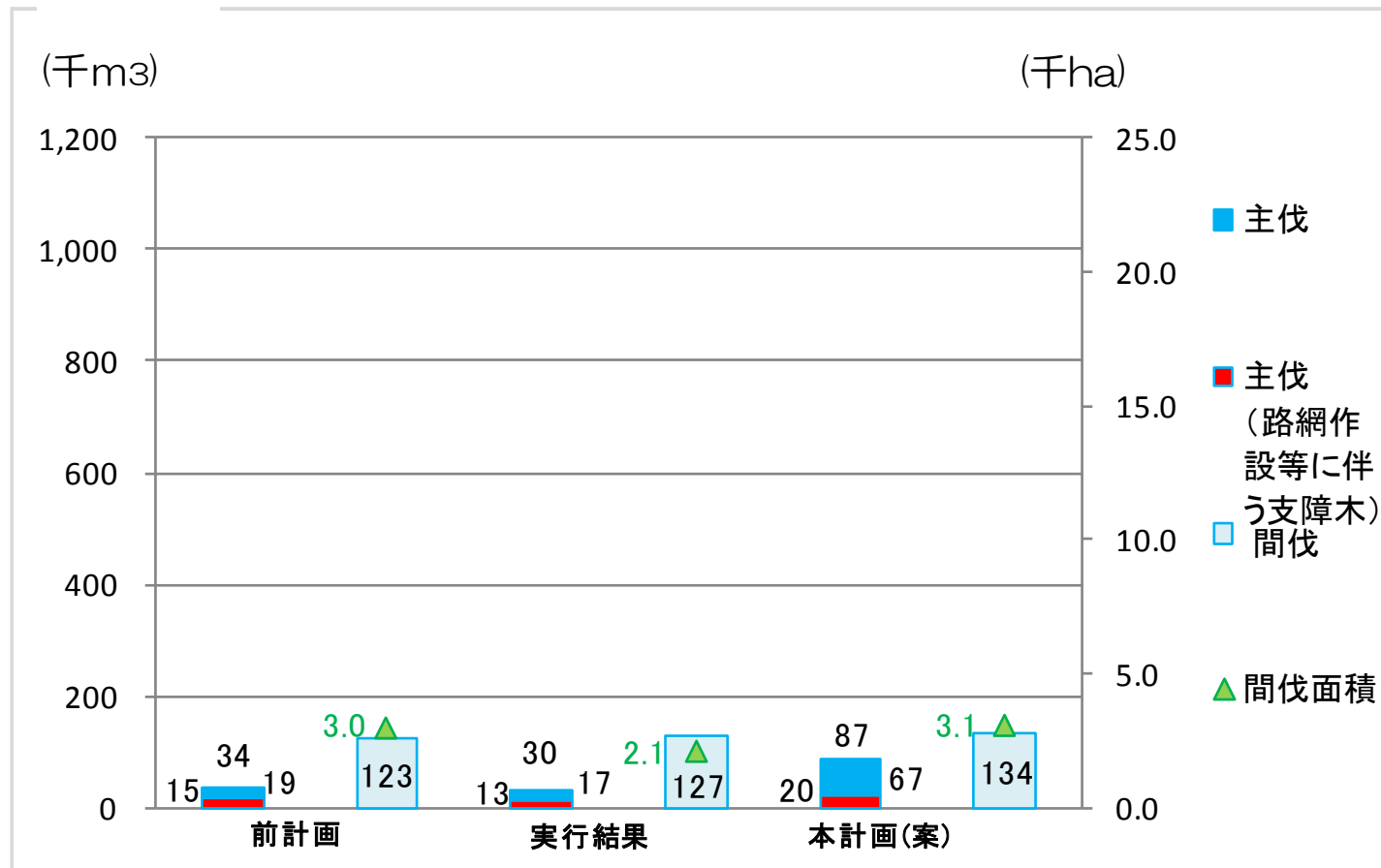
vi) 新計画の主要計画量

- ・伐採計画
- ・参考 北海道森林管理局における今後の木材供給量の見通し
- ・更新計画
- ・保育計画
- ・林道開設計画
- ・治山事業計画

伐採計画

～後志胆振森林計画区～

※ 計画期間5年分の数値

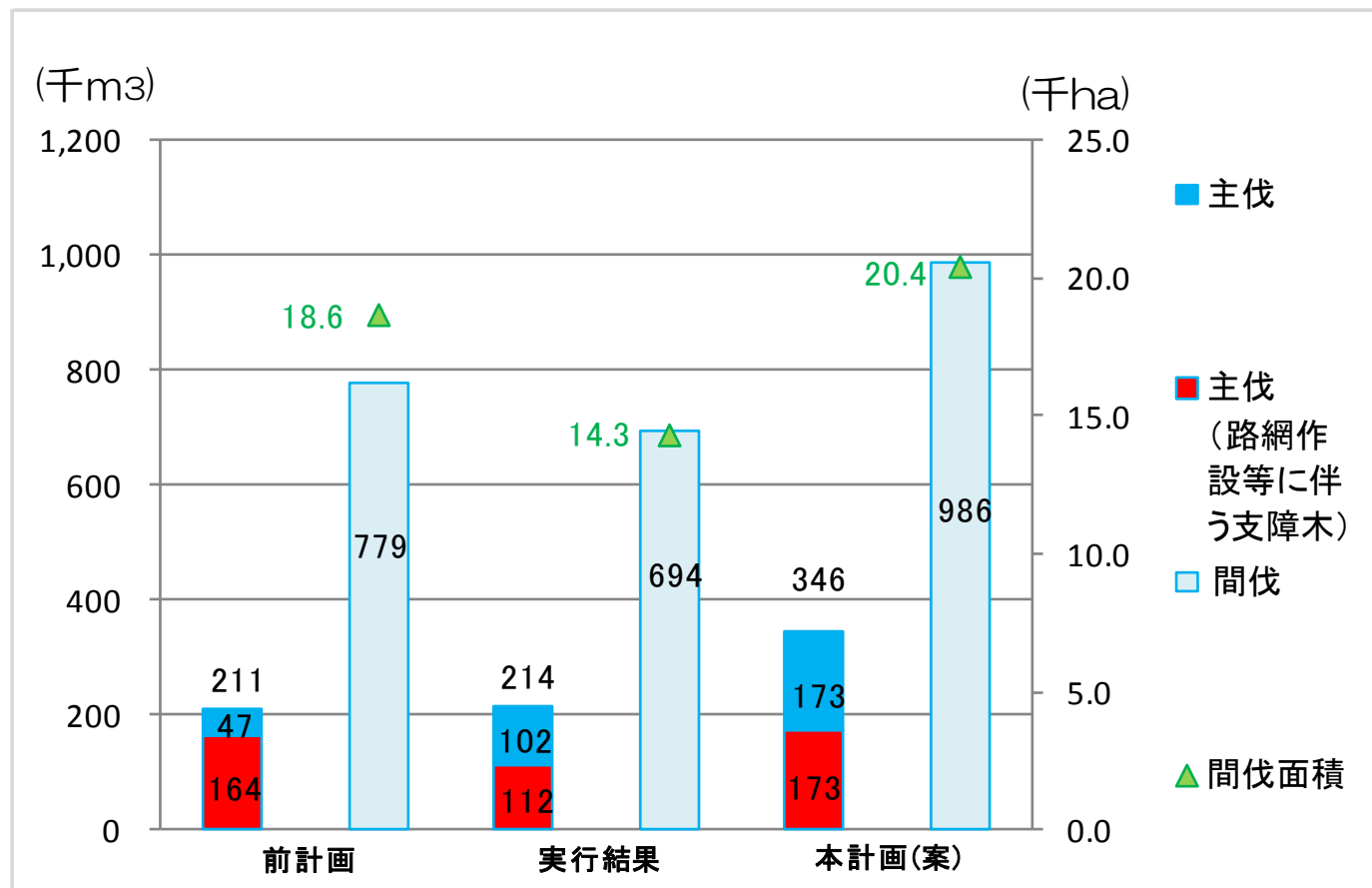


資源が充実し、**適期林分の増加**により、主・間伐とも前計画と比較し増の計画、路網作設等に伴う支障木については、既設路網の状況や実行結果を勘案し計画。

伐採計画

～石狩空知森林計画区～

※ 計画期間5年分の数値

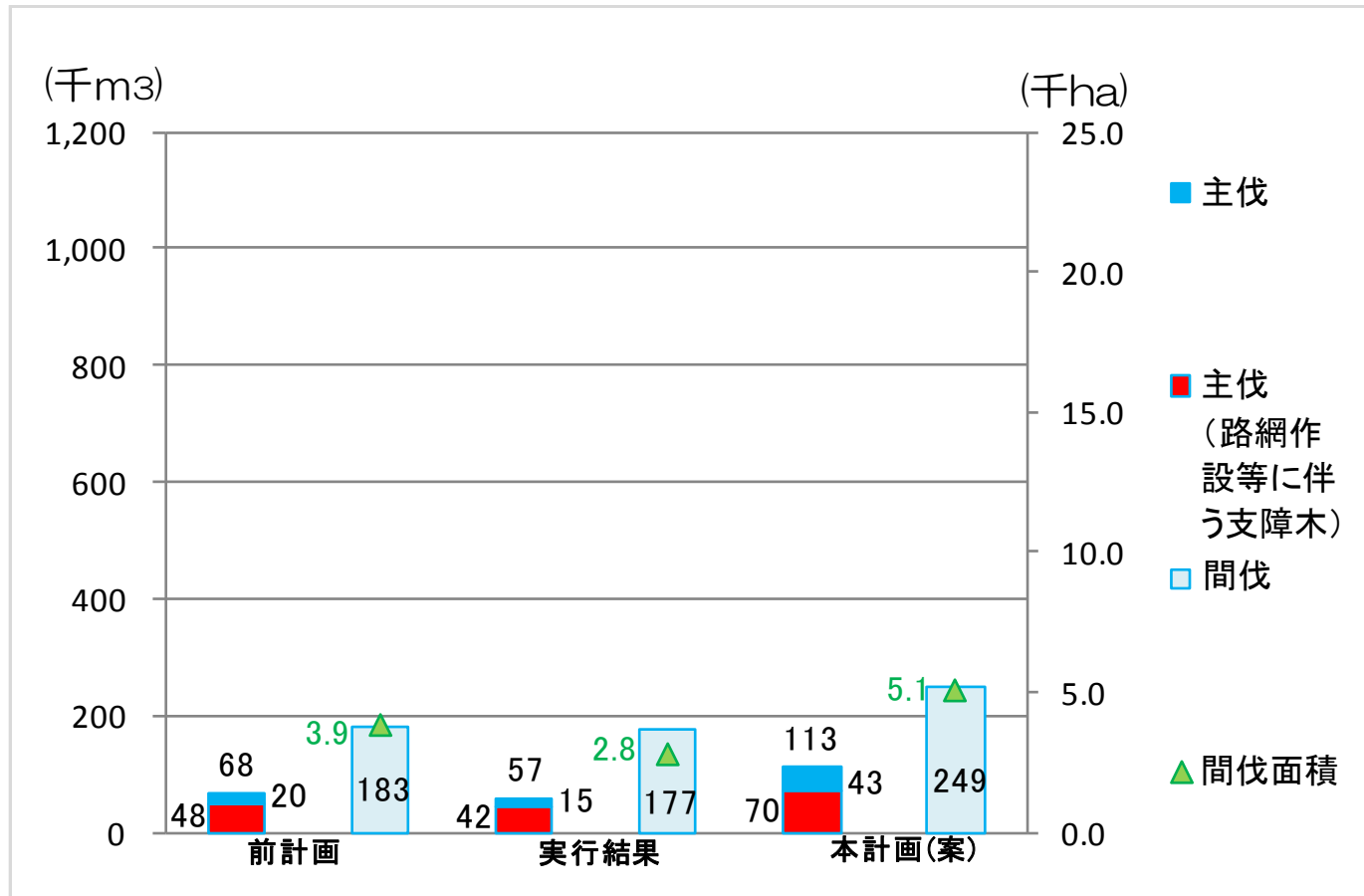


資源が充実し、**適期林分の増加**により、主・間伐とも前計画と比較し増の計画、路網作設等に伴う支障木については、既設路網の状況や実行結果を勘案し計画。

伐採計画

～上川北部森林計画区～

※ 計画期間5年分の数値



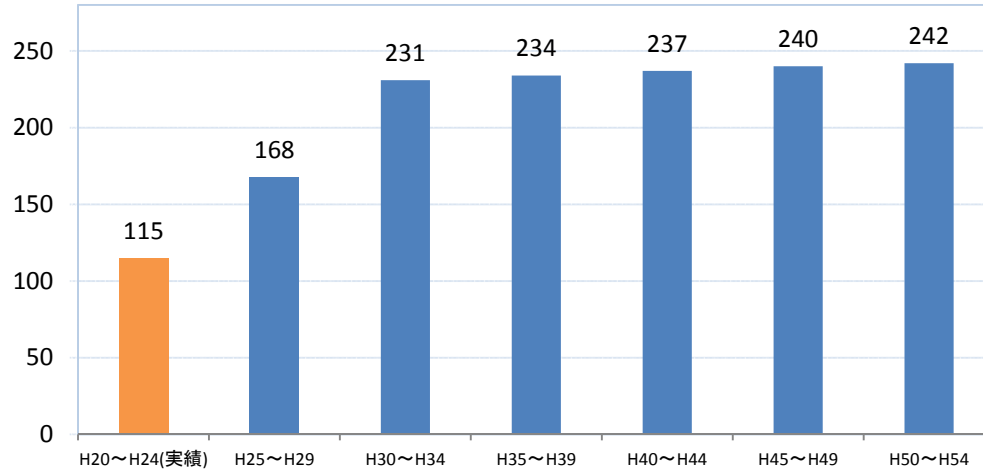
資源が充実し、**適期林分の増加**により、主・間伐とも前計画と比較し増、併せて臨時伐採量(主伐)も増の計画、路網作設等に伴う支障木については、既設路網の状況や実行結果を勘案し計画。

北海道森林管理局における今後の木材供給量の見通し

参考

◎伐採量の見通し

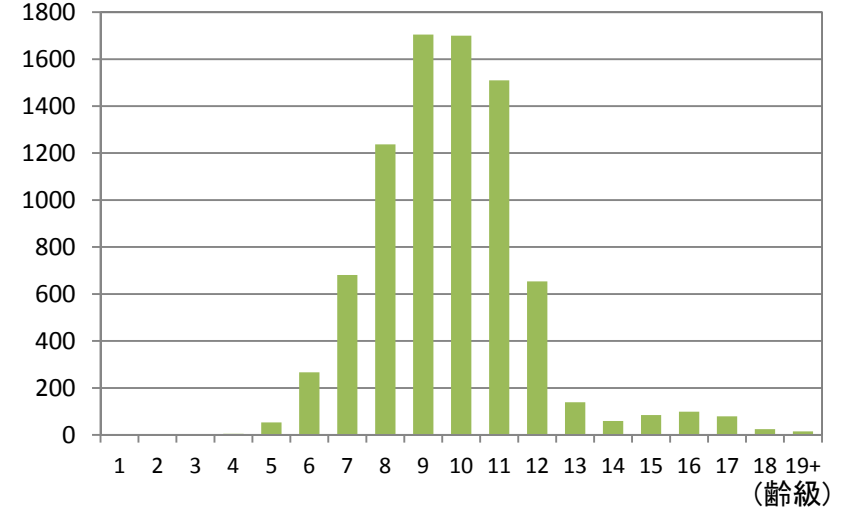
(単位:万m3)



※それぞれの数値はそれぞれ5年ごとの平均値を表しており、H20~H24は実績値(国有林野事業統計書)、それ以降は林政審国有林野部会(H23.5.20「今後の収穫量の見通し」)をもとに、現行の伐採計画量や、人工林資源状況を勘案し推計した見込み値。

(参考)現在の人工林資源の樹齢級別配置(資源量)

(単位:万m3)



※数値は「森林資源の現況(平成24年度版)」を参照

◎北海道におけるH18~H28年度の国有林蓄積と伐採実績の推移

(単位:万m3)

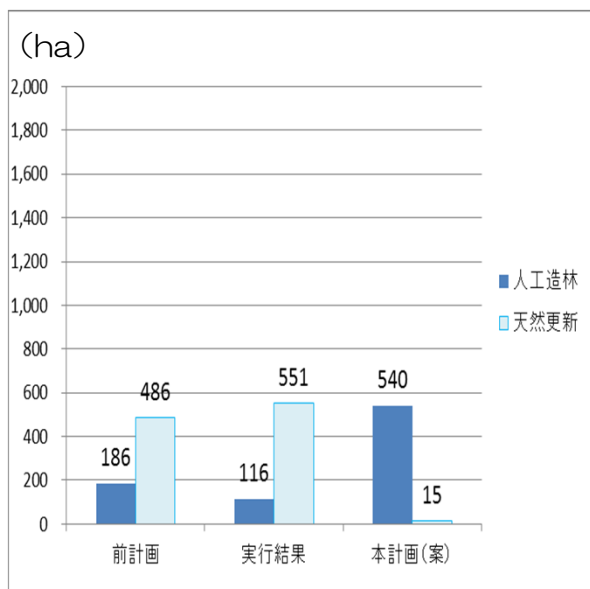
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
人工林蓄積	6,266	6,439	6,527	6,858	6,930	7,197	7,423	7,719	8,067	8,235	8,689
	H18~H22 年平均蓄積増加量 186万m ³					H23~H27 年平均蓄積増加量 298万m ³					
天然林蓄積	30,114	30,343	30,492	31,103	31,376	31,470	31,724	32,077	32,717	32,793	33,109
	H18~H22 年平均蓄積増加量 271万m ³					H23~H27 年平均蓄積増加量 328万m ³					
総計	36,381	38,330	37,019	37,961	38,306	38,667	39,147	39,796	40,784	41,028	41,797
	H18~H22 年平均蓄積増加量 457万m ³					H23~H27 年平均蓄積増加量 626万m ³					
伐採量	116	109	97	104	107	130	137	139	143	144	179(※)
	H18~H22 年平均伐採量 107万m ³					H23~H27 年平均伐採量 139万m ³					

※H28年度における伐採量については計画量(28年4月1日現在有効な森林計画における年平均伐採量)。その他各年度の伐採量および資源蓄積量は国有林野事業統計書を参照。

更新計画

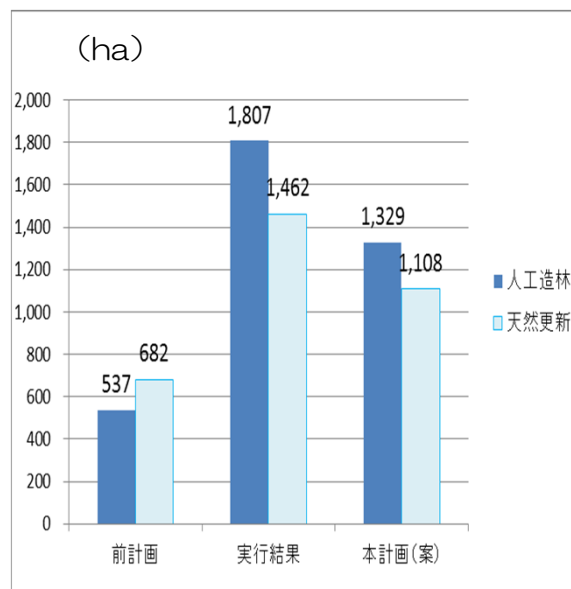
※ 計画期間5年分の数値

後志胆振森林計画区



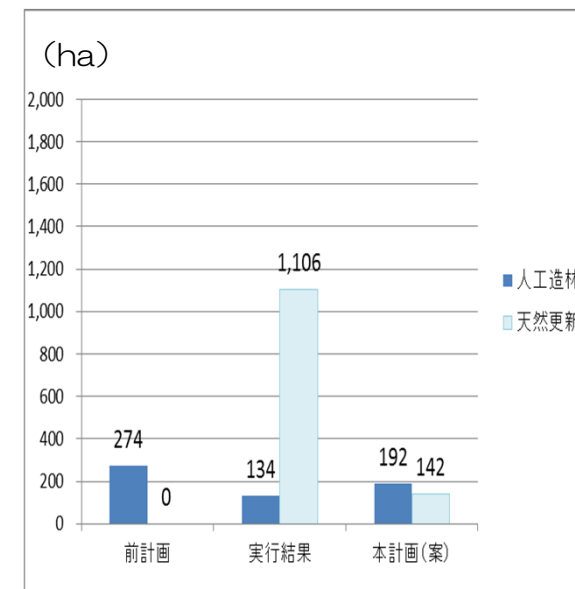
- 前計画に対する実行結果は、人工造林は、次期計画に向けた繰越があるため減、天然更新はほぼ計画どおりとなった。
- 本計画(案)では、前計画と比較し人工造林は、主伐の増加に伴い増加、天然更新は、ブナ復元プロジェクト等による更新が概ね完了したため大幅な減少で計画。

石狩空知森林計画区



- 前計画に対する実行結果は、風倒被害地等の復旧を重点的に行った結果、人工造林、天然更新とも増となった。
- 本計画(案)では、人工造林、天然更新とも主伐の増加に伴い増加で計画。

上川北部森林計画区

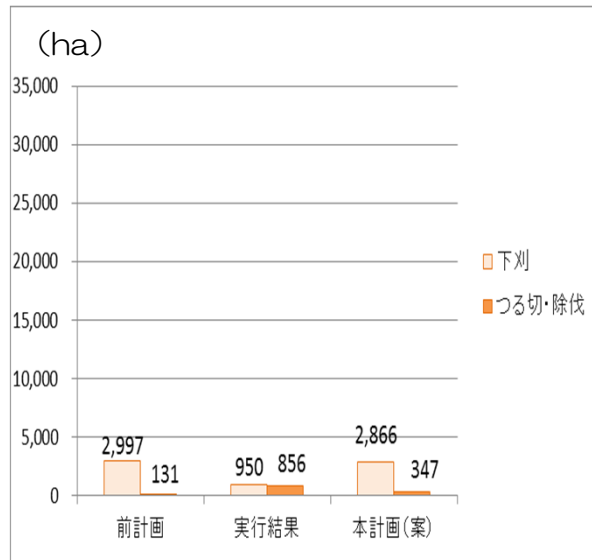


- 前計画に対する実行結果は、風倒被害地等の復旧を重点的に行った結果、天然更新が大幅に増となった。
- 本計画(案)では、人工造林は、風倒被害地等の復旧終了のため減少、天然更新は、人工林択伐量の増加に伴い増加で計画。

保育計画

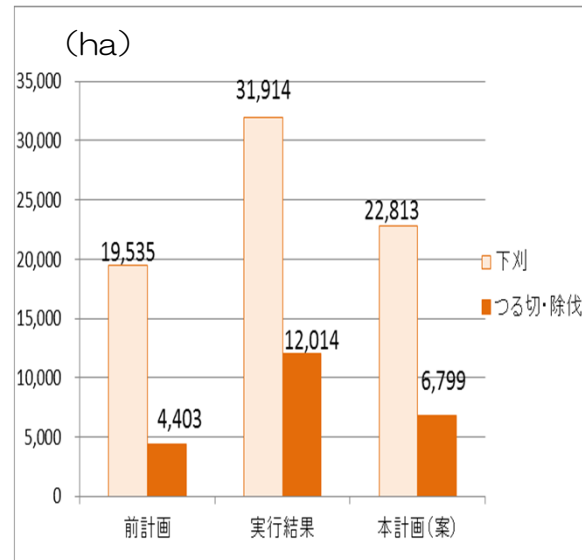
※計画期間5年分の数値

後志胆振森林計画区



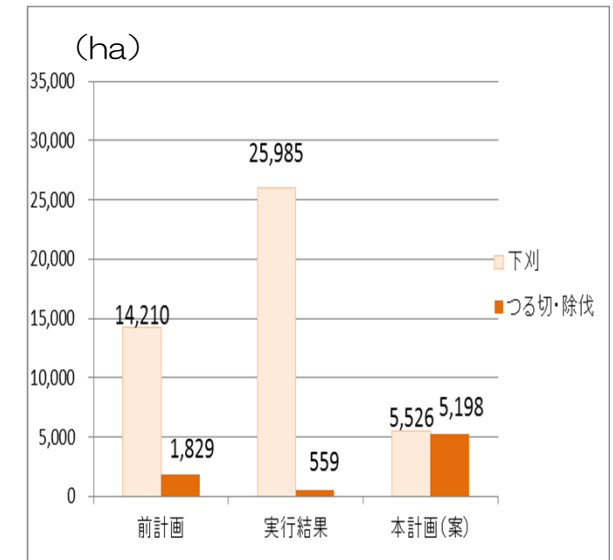
- 前計画に対する実行結果を見ると、**下刈は、現地の状況に応じて実施した結果、大幅に減となり、つる切・除伐については、現地調査に基づく必要性を勘案して行った結果、大幅に増となった。**
- 本計画(案)では、下刈はほぼ同等で計画、**つる切・除伐は適齢期の林分が前計画に比べ増加したことから増加で計画。**

石狩空知森林計画区



- 前計画に対する実行結果を見ると、**下刈は、植栽木の生育が遅く標準的な期間より長く下刈を行う必要が生じた個所が多くあったため増となり、つる切・除伐については、現地調査に基づく必要性を勘案して行った結果、大幅に増となった。**
- 本計画(案)では、**主伐の増加に伴い下刈りは前計画に比べ増加で計画、つる切・除伐は適齢期の林分が前計画に比べ増加したことから増加で計画。**

上川北部森林計画区

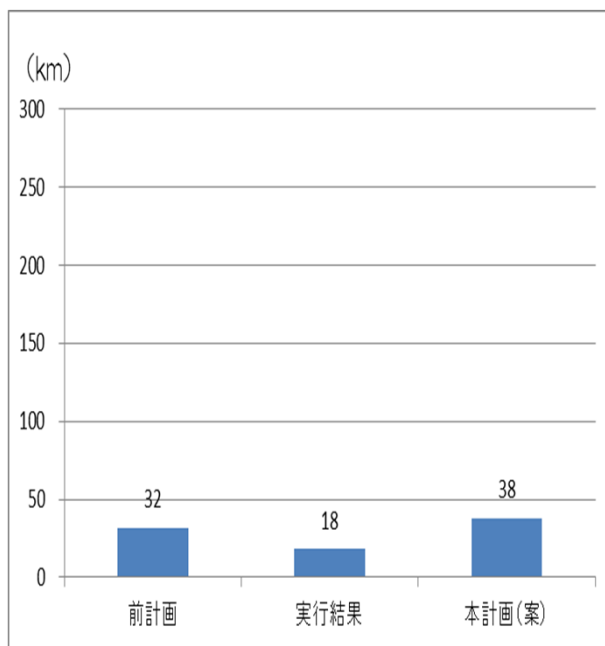


- 前計画に対する実行結果を見ると、**下刈は、植栽木の生育が遅く標準的な期間より長く下刈を行う必要が生じた個所が多くあったため増となり、つる切・除伐については、現地調査に基づく必要性を勘案して行った結果、大幅に減となった。**
- 本計画(案)では、**主伐が増で計画されているものの、下刈の標準的な期間を過ぎる面積が減少したことから下刈は前計画に比べ減少、つる切・除伐は適齢期の林分が前計画に比べ増加したことから増加で計画。**

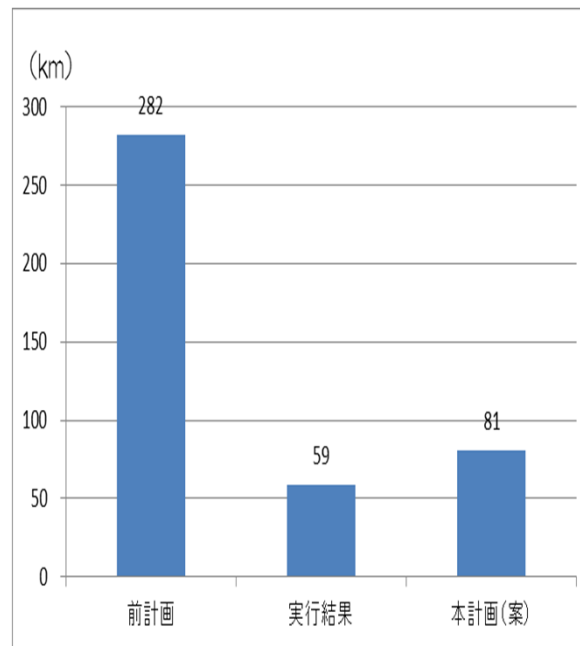
林道開設計画

※計画期間5年分の数値

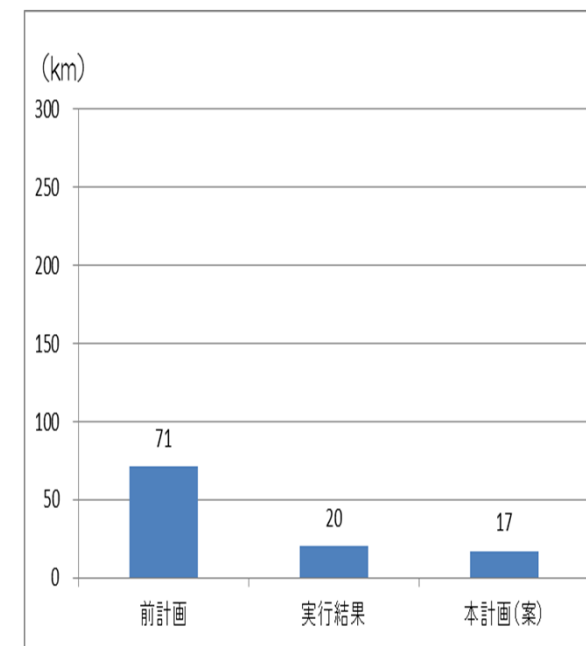
後志胆振森林計画区



石狩空知森林計画区



上川北部森林計画区

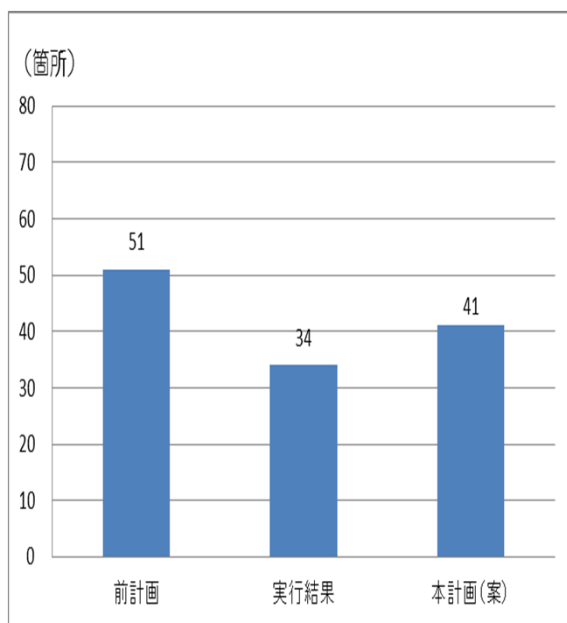


前計画においては、積極的な考え方の下路網整備を計画しましたが、森林作業道の新設や既設路網の活用等により、実行結果が**各計画区ともに減少**。
本計画(案)では、実行結果も踏まえ、また、**5年間で路網整備を予定する可能性が高い箇所**に**絞り込んで**計画しています。

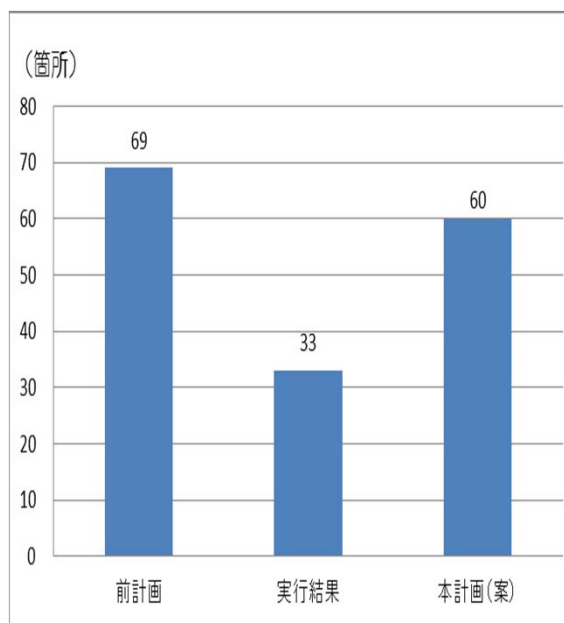
治山事業計画（保全施設（溪間工、山腹工））

※計画期間5年分の数値

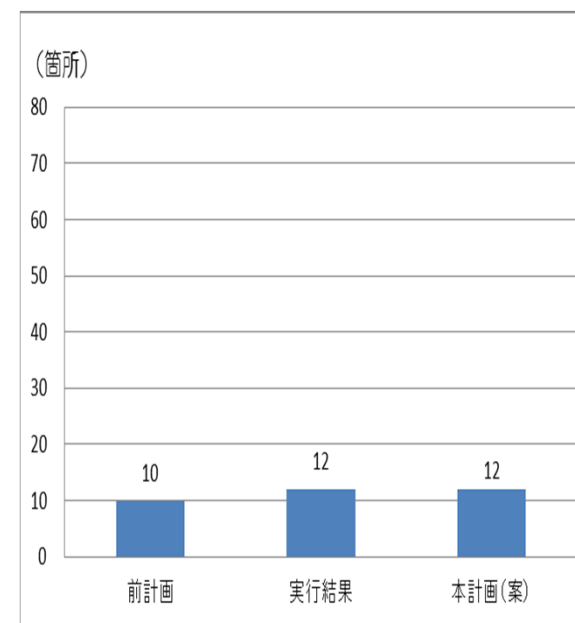
後志胆振森林計画区



石狩空知森林計画区



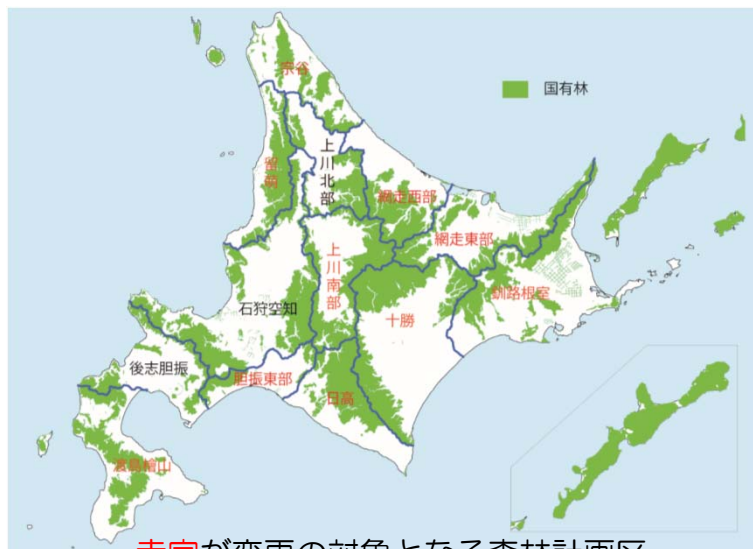
上川北部森林計画区



保全対象に対する事業の必要性・緊急性等を考慮しつつ計画しています。

3. 変更計画の概要

変更計画の概要（10森林計画区）



赤字が変更の対象となる森林計画区

森林計画区	変更内容			
	保護林	森林整備 (伐採総量等の追加)	路網整備 (林道計画の変更)	レクリエーションの森 (機能類型の変更)
渡島檜山	●	●	●	
胆振東部	●	●		
日高	●	●		
上川南部	●			●
留萌	●			
宗谷	●			
網走西部	●			
網走東部	●			
釧路根室	●			
十勝	●			

○「**保護林制度の改正について**」(平成27年9月22日付け27林国経第49号林野庁長官通知)に基づき、保護林の簡素で効率的な管理体制の構築の必要性等を踏まえて、保護林の再編を行います。
(全ての森林計画区)

○**森林の有する公益的機能を持続的に発揮**させるため、間伐から主伐へ伐採方法の変更、台風被害による主伐及び間伐箇所の一部見合わせ及び臨時伐採量の追加に伴い、伐採総量、更新総量及び保育総量を変更します。
(渡島檜山、胆振東部及び日高森林計画区)

○**効率的な間伐等の森林施業を推進**するために必要な路網整備にかかる計画を変更します。
(渡島檜山森林計画区)

○**レクリエーションの森の廃止**に伴い、指定及び区域の見直しを行います。
(上川南部森林計画区)

保護林制度について

○ 保護林とは

「保護林」は、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として、区域を定め、禁伐等の管理経営を行うことにより、保護を図っている森林で、国有林野独自の制度です。

○ 保護林の歴史

国有林野事業では、学術の研究、貴重な動植物の保護、風致の維持等を目的とする国有林野独自の制度として、自然公園法の前身である国立公園法（昭和6年）や、文化財保護法の前身である史跡名勝天然記念物法（大正8年）の制定に先駆け、大正4年(1915)に保護林制度を発足させて以来、100年以上の長きにわたりその保護に努めてきました。

○ 保護林の種類

現行の保護林制度では、保護林の種類は、（1）森林生態系保護地域、（2）森林生物遺伝資源保存林、（3）林木遺伝資源保存林、（4）植物群落保護林、（5）特定動物生息地保護林、（6）特定地理等保護林、（7）郷土の森の7種類となっています。

北海道森林管理局における保護林の設定現況※

(単位：箇所、千ha)

保護林区分	設定目的	北海道保護林の設定状況と面積比				
		箇所数	面積		比率	
		北海道	全国	全国比	道内国有林野比	
森林生態系保護地域	原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。	5	276	655	42%	9%
森林生物遺伝資源保存林	森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源を森林生態系内に保存し将来の利用可能性に資する。	4	46	76	61%	2%
林木遺伝資源保存林	主要林業樹種及び稀少樹種等に係る林木遺伝資源を森林生態系内に保存し、将来の利用可能性に資する。	137	3	9	33%	—
植物群落保護林	我が国または地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。	57	25	162	15%	1%
特定動物生息地保護林	特定の動物の繁殖地、生息地等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。	16	12	24	50%	—
特定地理等保護林	我が国における特異な地形、地質等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。	4	—	37	—	—
郷土の森	地域における象徴としての意義を有する等により、森林の現状の維持について地元市町村の強い要請のある森林を保護し、併せて地域の振興に資する。	1	—	4	—	—
保護林計		224	362	968	37%	12%

平成25年4月現在 全国有林面積7,602千ha 北海道内国有林面積3,036千ha (40%) ※森林法第7条の2第1項に基づく計画対象森林

保護林の種類と推移

○大正4年 山林局通牒 「保護林設定二関スル件」

- 学術参考保護林
- 風致保護林
- その他保護林

林業と自然保護に関する検討委員会
(昭和62年10月～63年12月)

大正時代
昭和初期
高度経済成長
(木材需要拡大)
(公害発生)
森林の公益的機能
自然保護運動
(知床、白神等)

○平成元年 林野庁長官通達 「保護林の再編・拡充について」 「保護林設定要領」

- 森林生態系保護地域
- 森林生物遺伝資源保存林
- 林木遺伝資源保存林
- 植物群落保護林
- 特定動物生息地保護林
- 特定地理等保護林
- 郷土の森

森林における生物多様性保全の推進方策検討会
(平成20年12月～21年7月)

生物多様性保全の要請
世界自然遺産
の保護担保

○平成22年 「保護林設定要領」一部改正

- 森林生物遺伝資源保存林の改正 (局設定可能)
- モニタリング規定追加
- 有識者による保全管理委員会の規定追加 等

保護林制度等に関する有識者会議
(平成26年6月～)

○平成27年 「保護林設定管理要領」制定

- 森林生態系保護地域・生物群集保護林・希少個体群保護林

保護林設定管理要領の制定

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号：林野庁長官通知）

- 旧保護林通達（保護林設定要領）の廃止
- 旧通達等に基づき設置されている保護林関係委員会は、平成27年度末で解散
- 既存の保護林については、新区分に再編されるまでの間は従前の例による

保護林設定管理要領

第1 趣旨

森林に対する国民の要請の高度化・多様化に伴う平成元年の保護林制度改正から四半世紀が経過し、この間、生物多様性保全に関する科学的知見や保護地域の管理手法が進歩するなど保護林制度をめぐる状況は大きく変化した。

このような変化に対応しつつ国有林野内の森林生態系や希少な野生生物を将来にわたって保護・管理していくため、森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果的な保護林区分の導入、簡素で効率的な管理体制の再構築、森林生態系を復元する考え方の導入など、今後の保護林の設定・管理における基本的な考え方について定め、もって国有林野における生物多様性の保全に寄与するものとする。

新たな3区分の保護林の設定目的

保護林区分	設定目的
森林生態系保護地域	我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。
生物群集保護林	地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。
希少個体群保護林	希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理することにより、当該野生生物個体群（以下「個体群」という。）の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資することを目的とする。

保護林再編までの経過

北海道森林管理局保護林管理委員会

【開催状況】

第1回（平成28年6月22日）

- ・北海道森林管理局の再編方針の確認
（特定地理保護林と郷土の森の廃止、隣接保護林の統合など）

第2回（平成28年12月8日）

- ・保護林再編案の検討（個別保護林の検討）
- ・保護林管理方針書(案)の検討

第3回（平成29年2月27日）

- ・保護林再編内容の報告（森林生態系保護地域に統合する保護林の地帯区分及び保護林名称等に疑義のある箇所）の検討は継続）
- ・平成28年度保護林モニタリング調査報告
- ・平成29年度は現行の調査は中止、新たなモニタリング調査の試行の説明

平成29年度 第1回（平成29年11月15日）

- ・北海道森林管理局における保護林再編案の確定

保護林再編 平成29年度地域管理経営計画樹立及び一斉変更(平成30年4月1日適用)

北海道森林管理局管内における保護林の再編

保護林区分の再構築 224箇所・362千ha → 192箇所・362千ha

